



老 介 第 10 号
平成 12 年 7 月 28 日

各都道府県介護保険担当主幹部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課長

労災特別介護施設に係る介護保険の適用除外施設の追加について

介護保険法施行法第 11 条第 1 項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 109 号。以下「改正省令」という。）が、平成 12 年 7 月 28 日付けで公布され、労災特別介護施設を介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第三十六号）第 170 条各号に規定する施設（以下「適用除外施設」という。）に追加することとされたので、その運用に当たって、下記の点にご留意の上、管下市町村に周知を図られたい。

記

1 改正省令の内容について

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）第 23 条第 1 項第 2 号に規定する労働福祉事業として行われている労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 3 の 3 第 3 号に規定する労災特別介護施設については、当該施設の入所者の入所実態等に鑑み、当該施設に入所中の者については、改正省令の公布日より、介護保険法第 9 条の規定にかかわらず、当分の間、介護保険の被保険者としないこととしたこと。（改正省令による改正後の介護保険法施行規則第 170 条）

2 労災特別介護施設入所者に係る介護保険の資格管理及び保険料賦課徴収事務の扱いについて

（1）資格管理事務について

改正省令の施行により、労災特別介護施設の入所者については、施設入所に至った日の翌日から介護保険の被保険者資格を喪失するものであり、また、当該施設から退所した場合には当該退所日から資格を取得するものであること。

これらの資格管理については、介護保険法施行規則に基づく届出、住民基本台帳の記載情報、労災特別介護施設からの情報提供に基づき、適切に資格情報の管理を行うこと。

なお、40歳以上65歳未満の者については、当該者が加入している医療保険において、介護保険の第2号被保険者の該当の有無の把握・管理が必要であるため、医療保険者への届出等が必要であること、医療保険者から労災特別介護施設に対して、入所者に係る照会等があった場合には、当該照会に対して必要な協力が行われるよう、3のとおり、依頼が行われたものであること。

(2) 65歳以上の者に係る介護保険料の賦課・徴収事務の扱いについて

① 資格喪失に伴う月割賦課について

第1号被保険者に係る保険料の賦課・徴収については、介護保険条例参考例（平成12年1月26日付事務連絡）により、その扱いをお示ししているところである。

賦課期日後において第一号被保険者に係る資格喪失があった場合の月割り賦課については、資格喪失日の属する月の前月までの月割りをもって行うこととしているところであり、この点、他の適用除外施設に入所し、資格喪失をした者と同様となるものであること。

② 平成12年度に係る資格喪失の扱いについて

平成12年度における特例として、賦課期日後に資格喪失をした者については、平成12年度通年保険料額（平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの被保険者月数（資格喪失の日が属する月を除く。）を乗じて得た額とし、平成12年4月から9月までの月については月割算定の対象とならないものであることから、改正省令の施行日において労災特別介護施設に入所中の者については、平成12年度の保険料額の算定対象とならないものであること。

また、改正省令の施行をもって、労災特別介護施設入所者は介護保険の資格を喪失するものであり、入所者が平成12年4月1日において、特別徴収の対象である老齢退職年金給付の受給者である場合においても、特別徴収の対象外となるものであるが、既に入所者の住所地保険者から年金保険者へ特別徴収依頼の通知が行われている場合においては、他の適用除外施設入所者と同様、市町村より特別徴収異動通知（10月年金定期支払期日に係る異動通知は8月18日まで）を行うことにより、特別徴収対象外となるものであるので、上記初回異動通知の徹底につき、特段の配慮を願うものであること。

(3) 40歳から65歳未満の者に係る介護保険料の扱いについて

改正省令の施行により、施設に入所している40歳から65歳の者については、施行日の属する月より、医療保険者が徴収する介護保険料の徴収対象者から除か

れるものであること。

3 労災特別介護施設入所者に係る保険者への情報提供について

労災介護特別施設に係る適用除外施設への追加に伴い、労働省労働基準局労災保険業務室長より、労災特別介護施設の運営を受託している（財）労災ケアセンターに対して別添のとおりの事務連絡が行われ、施設入所者の住所地市町村の介護保険担当部局に対し、入所者の氏名等の必要な情報提供等を適切に行うこととされたこと。